

12 教養・余暇・スポーツ

1 障がい者スポーツ大会（福岡県）

1. 内容

障がいのある方が、スポーツに参加することを通じて、スポーツに親しみ、喜び楽しむとともに、体力の維持・増進を図り、自立と社会参加、県民の障がいのある方に対する理解促進に寄与し、障がい者スポーツの普及・振興を目的とし、全国障害者スポーツ大会の予選会を兼ねて年一回開催。

2. 対象

- ①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳を有する13歳以上の者
- ※ ②及び③については、その取得の対象に準ずる障がいのある者を含む
- 県内に現住所を有するもの、若しくは県内の学校に通学している者又は県内の施設に入所・通所している者

3. 窓口

福岡県 一般社団法人福岡県障がい者スポーツ協会

2 障がい者スポーツ大会（北九州市）

1. 内容

障害のある方が競技を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、市民の障害に対する理解を深め、障害のある方の社会参加の推進に寄与するため、また全国障害者スポーツ大会の選手選考を兼ねて年1回開催。

2. 対象

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有する13歳以上の者

3. 窓口

北九州市障害者スポーツ協会

3 障がい者スポーツ大会（福岡市）

1. 内容

障がい者（児）が、体力の維持と残存能力の向上を図るとともに積極的な性格と協調精神を養うため、年1回開催。

2. 対象

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有する中学生以上の者

3. 窓口

福岡市障がい者スポーツ協会

4 全国障害者スポーツ大会への派遣

1. 内容

障がいのある選手が、障がい者スポーツの全国的な祭典

であるこの大会に参加し、競技等を通じスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がい者スポーツに対する理解を深め、障がいのある方の社会参加の推進に寄与することを目的とし、年1回開催されている。全国障害者スポーツ大会に選手団を派遣する。

2. 対象

13歳以上の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者

3. 窓口

福岡県 福岡県障がい者スポーツ協会
北九州市 北九州市障害者スポーツ協会
福岡市 福岡市障がい者スポーツ協会

4. 根拠法令・通知

全国障害者スポーツ大会について（文部科学省スポーツ・青少年局長通知）

5 県民スポーツ大会（公開競技）障がい者の部

1. 内容

平成29年度に創設。スポーツフェスタ・ふくおか「福岡県民スポーツ大会」にて、健常者の大会と同時開催する。

2. 対象 ※競技によって異なる場合があります。

- (1) 福岡県民でアマチュア競技者であること
- (2) 申込時点で当該市町村に住居登録している者（外国人登録を含む）

3. 窓口

福岡県、一般社団法人福岡県障がい者スポーツ協会
各障がいスポーツ競技団体

6 障がい者スポーツ教室

1. 内容

障がいのある方のスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、各種競技の技術、ルール、心構えなどを中心に教室を開催する。

2. 対象

福岡県 あらかじめ専門医の診断等により、競技実習に支障がないと認められる障がい者
北九州市 身体障害者手帳所持者、知的障がい児者、精神障害者保健福祉手帳所持者
福岡市 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者
※児童含む

3. 窓口

福岡県 一般社団法人福岡県障がい者スポーツ協会
TEL 092-582-5223
北九州市 北九州市障害者スポーツセンター
TEL 093-922-0026
福岡市 福岡市立障がい者スポーツセンター
TEL 092-511-1132
福岡市障がい者スポーツ協会
TEL 092-781-0561

7 知的障がい者レクリエーション教室開催事業

(福岡県・福岡市)

1. 内容

知的障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため、戸外活動や障がいのある方同士の交流教室を開催する。

2. 対象

知的障がいのある人及びその家族、ボランティア等

3. 窓口

県域の方

・公益社団法人福岡県手をつなぐ育成会

・福岡県障害者社会参加推進センター

福岡市の方

・福岡市障がい者フレンドホーム（市内6カ所）

※フレンドホームは原則として市内の障がい者を対象とする。

8 ふくおか県障がい児者美術展

1. 内容

障がいのある方による美術作品（「絵画」、「書道」、「写真」）を募集し、応募された作品の中から入賞作品及び佳作作品を決定する。入賞作品については表彰を行い、美術展では、応募されたすべての作品を展示する。

2. 実施主体

ふくおか県民文化祭福岡県実行委員会

3. 対象者

福岡県在住または福岡県に通勤・通学（所）している障がい児・者の方（小学生以上）

4. 費用負担

無料

5. 応募方法

福岡県HP、ふくおか県民文化祭HPをご覧ください。

6. 窓口

ふくおか県民文化祭福岡県実行委員会事務局

（福岡県人づくり・県民生活部文化振興課内）

〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7

TEL 092-643-3383

FAX 092-643-3347

7. 根拠法令・通知

障害者基本法第6条、第7条

文化芸術基本法第2条第3項

9 福岡県障がい者アートレンタル事業

1. 内容

障がいのある方が制作した作品を募集、審査、登録し、登

録作品のレプリカを官公庁、企業、団体等へ有料で貸与、その料金の一部（30%）を作品制作者へ還元する。障がいのある方が持っている多様な能力・才能に触れる機会を県民に提供するとともに、障がいのある方の収入向上、文化芸術活動を通じた社会参加を推進する。

2. 実施主体

福岡県

（福岡県障がい者アートレンタル事業事務局へ業務委託）

3. 対象

福岡県在住または福岡県に通勤・通学（所）している障がい児者の方

4. 費用負担

無料

5. 窓口

福岡県障がい者アートレンタル事業事務局

（NPO法人まる内）

〒815-0041

福岡市南区野間1-13-1 グレイスビル602

TEL 070-7578-7344

FAX 092-516-0677

Mail

artrental@maruworks.org

6. 申請方法

福岡県HP、福岡県障がい者アートレンタル事業HPをご覧ください。

7. 根拠法令・通知

障害者基本法第6条、第7条

文化芸術基本法第2条第3項

10 福岡県障がい者芸術文化活動支援センター

1. 内容

障がいのある人の芸術文化活動を支援する地域の拠点としてセンターを設け、芸術文化活動を行う障がいのある人やその家族、障がい福祉サービス事業所等に対する相談支援、芸術文化活動を支援する人材の育成、関係者のネットワークづくり、芸術文化活動への参加機会の提供等を行う。

2. 対象

障がいのある人及びその家族、障がい福祉サービス事業所等

3. 窓口

福岡県障がい者文化芸術活動支援センター

（NPO法人まる内）

〒815-0041

福岡市南区野間1-13-1 グレイスビル602

TEL/FAX 092-516-0677

Mail fact@maruworks.org

1.1 字幕入り映像ライブラリー事業

1. 内容

テレビ番組等に字幕・手話を入れたビデオカセット及びDVDを貸し出す事業。

2. 対象

聴覚障がいのある人

3. 費用

送料実費（郵便小包割引制度あり）

4. 窓口

福岡県聴覚障害者センター

TEL 092-582-2414

FAX 092-582-2419

北九州市立聴覚障害者情報センター

TEL 093-645-1216

FAX 093-645-3335

1.2 障がい者関係体育施設

障がい者の体育の振興等をはかるため、設備等を配慮し、また専門の指導員がスポーツ等の指導を行っている。

施設名	連絡先
クローバープラザ	春日市原町 3-1-7 TEL092-584-1212
サン・アビリティーズ おおむた (大牟田市障害者等 文化体育施設)	大牟田市大字手鎌 1380-3 TEL0944-51-0876
サン・アビリティーズ いいつか	飯塚市柏の森 956-4 TEL0948-29-3087
北九州市障害者 スポーツセンター (アレアス)	北九州市小倉北区三郎丸3-4-1 TEL093-922-0026
福岡市立障がい者 スポーツセンター (さん・さんプラザ)	福岡市南区清水 1-17-15 TEL092-511-1132

1.3 映画館入場料金割引

1. 内容

障がい者が映画館に入場する際に、その入場料が割り引きされる場合がある。

2. 対象（映画館によって異なる）

障害者手帳所持者（介護が必要な方の介護者1名を認める場合もある）

3. 窓口

各映画館

1.4 県立施設等の減免

1. 内容

障がいのある方や同伴の介護者が県立施設を個人で利用する場合、使用料などが減免される。

2. 対象

身体障害者手帳所持者、身体障害者手帳（1・2級）所持者または、下記表に該当する身体障がいのある方の介護人、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳（1・2級）所持者とその介護人。

利用する際、手帳が必要。

※利用の際は、各窓口へお問い合わせください。

障害の区分		障害の程度
視覚障害		3級及び 4級の1
聴覚障害		3級
肢体不自由	下肢不自由	3級の1
	体幹不自由	3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	3級（一下肢のみ運動機能障害がある場合を除く）
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能障害	心臓機能障害	3級及び4級
	じん臓機能障害	3級及び4級
	呼吸器機能障害	3級及び4級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	3級
	小腸機能障害	3級及び4級

○スポーツ関係施設

施設名	減免の内容等	連絡先
福岡県立スポーツ科学情報センター	①トレーニングマシンやフリーウエイト機器を約40種類100機完備。浴室・サウナも完備。個人利用の場合の利用料金減免（ただし、ロッカー代50円が別途必要）。 ②サブアリーナ、多目的アリーナ、クライミングウォール及びボルダリングウォールの個人利用の場合の利用料金減免。	福岡市博多区東平尾公園 2-1-4 TEL092-611-1717（代表） FAX092-611-1600
福岡県立総合プール	水泳4競技の国際競技大会も開催できる公認プール。プールは25m（冬季のみ温水）、50m（夏季のみ）。冬季はスケートリンクとして営業）の2種類。個人利用の場合の利用料金減免（ただし、ロッカー代50円及びスケート貸靴代400円が別途必要）。	福岡市博多区東平尾公園 2-1-3 TEL092-623-4400 FAX092-612-2526
福岡県馬術競技場	馬場馬術競技場、屋内馬場競技場、障害馬術競技場があり、屋内馬場競技場は西日本有数の規模を誇る。施設使用料減免。	古賀市大字筵内 564 TEL・FAX092-944-4001
久留米総合スポーツセンター	体育館、陸上競技場、補助競技場、テニスコートの使用料減免。ほかに武道館、弓道場、野球場もあるが減免については別途規定。	久留米市東櫛原町 173 TEL0942-39-7371 FAX0942-39-6271
福岡武道館	武道場（柔・剣道）、弓道場。施設使用料減免。	福岡市中央区大塚 1-1-1 TEL・FAX092-714-1900
福岡県立総合射撃場	クレー、エアライフル、スモールポアライフル、大口径の各射撃場あり。施設使用料減免。 対象者は身体障害者手帳所持者及び身体障害者手帳（1・2級）所持者または、第1種身体障害者の介護人。利用する際、手帳が必要。	筑紫野市大字柚須原 223-25 TEL・FAX092-924-6996

○文化関係施設

施設名	減免の内容等	連絡先
福岡県青少年科学館	「地球」をテーマとした約170点の常設展示とコスモシアター（プラネタリウム）を設置している。入館料（コスモシアターを含む）が免除される。	久留米市東櫛原町 1713 中央公園内 TEL0942-37-5566 FAX0942-37-3770
福岡県立美術館	常設展、特別展の観覧料は無料。 ギャラリートーク（学芸員による作品解説）や関連イベントも行われる。	福岡市中央区天神 5-2-1 TEL092-715-3551 FAX092-715-3552
大濠公園日本庭園	入園料無料。 本人と介護人1人。	福岡市中央区大塚公園 1-7 TEL・FAX092-741-8377
旧福岡県公会堂貴賓館	明治43年に竣工。数少ない明治時代のフレンチルネッサンスを基調とする木造公共建築物。入館料減免。	福岡市中央区西中洲 6-29 TEL 092-751-4416
九州国立博物館	障害者手帳等をご持参の方とその介護者1名は文化交流展（平常展）観覧料が無料。 ※障害者手帳等：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性疾患医療受給者証 ※障害者手帳アプリ「ミライロID」も利用可 ※特別展も展覧会によっては同様の取扱いとなる場合があります。	太宰府市石坂 4-7-2 TEL050-5542-8600 （ハローダイヤル） ご案内時間 9:00～20:00 ／年中無休

○総合施設

施設名	減免の内容等	連絡先
直方いこいの村	心身障害者（車椅子利用者）については宿泊基本料金（※宿泊料金から食事代を引いた額）の10%を割引。※チェックイン時に手帳の提示をお願い致します。	直方市大字畑 686 TEL 0949-24-9700
福岡県総合福祉センター（クローバープラザ）	体育館施設（プール、アーチェリー場、トレーニング室、体育館、卓球室・盲人卓球室）の利用料減免。	春日市原町 3-1-7 TEL 092-584-1212 FAX092-584-1214

施設名	減免の内容等	連絡先
福岡県人権啓発情報センター (クローバープラザ7階)	常設展示室の入場料減免。	春日市原町 3-1-7 TEL092-584-1270 FAX092-584-1273
福岡県男女共同参画センター (クローバープラザ)	フィットネスルームの利用料金減免。	春日市原町 3-1-7 TEL 092-584-1212 FAX 092-584-1214
福岡県立ももち文化センター (ももちパレス)	参加者の9割以上が障害者又は介護者で構成されている団体が本館を非営利目的で実施する事業の場合、利用料金の全額減免。(附属設備利用料を除く。)	福岡市早良区百道 2-3-15 TEL 092-851-4511 FAX 092-851-4545
福岡県立北九州勤労青少年文化センター (北九州パレス)	体育館、テニスコート、プールの使用料減免。(但し附属設備等使用料を除く。) ※団体利用の場合も、使用料減免あり。	北九州市小倉北区井堀5-1-3 TEL 093-651-4600 FAX 093-651-4610
筑豊緑地	プール・トレーニング室の使用料減免。 (利用の際、ロッカー代50円が必要)	飯塚市庄内町仁保 8-25 TEL FAX 0948-82-5556